

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月7日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市淀川区西三国 4 丁目 2 番 1 1 号	
氏名 田岡化学工業株式会社	
取締役社長 佐々木康彰	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0 6 - 6 3 9 4 - 1 2 2 1（代表）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	田岡化学工業株式会社 淀川工場
事業場の所在地	大阪市淀川区西三国 4 丁目 2 番 1 1 号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1 6 : 化学工業
②事業の規模	製品出荷高 : 8 2 0 7 百万円
③従業員数	3 8 6 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃溶剤	廃アルカリ
	排出量	276 t	2283 t
	(これまでに実施した取組) 製造プロセスの再評価を行う中で、減量化の可能性を検討し産廃発生 の減量化に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃溶剤	廃アルカリ
	排出量	250 t	2500 t
	(今後実施する予定の取組) 生產品目構成により産廃発生量が左右されるが、発生抑制による 減量化(製造工程の改善、工程内のリサイクル検討)を引き続き行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) それぞれの産業廃棄物を分別・保管を実施している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続維持する。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃酸	汚泥	廃プラスチック	ガラスくず
352 t	198 t	57 t	0.15 t

②計画

廃酸	汚泥	廃プラスチック	ガラスくず
350 t	200 t	40 t	0.1 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	金属くず	鉛蓄電池	
17.6 t	19 t	0,06 t	t

②計画

木くず	金属くず	鉛蓄電池	
20 t	20 t	0.1 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃溶剤	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	276 t	2283 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	276 t	1567 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	276 t	2283 t
	(これまでに実施した取組) 産廃処理委託会社への定期的な視察の実施と確実な引き渡しを実施。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃酸	汚泥	廃プラスチック	ガラスくず
352 t	198 t	57 t	0.15 t
177 t	198 t	57 t	0 t
t	t	20 t	t
172 t	143 t	t	t
180 t	t	t	t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	金属くず	鉛蓄電池	
17.6 t	19 t	0,06 t	t
17.6 t	19 t	0.06 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃溶剤	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	250 t	2500 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	250 t	1800 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	10 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	250 t	2490 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みの継続実施。併せて、再生処理業者への処理委託検討 と、全てを優良認定処理業者への搬出すべく確認を行いながら取り組 む。		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

廃酸	汚泥	廃プラスチック	ガラスくず
350 t	200 t	40 t	0.1 t
350 t	200 t	40 t	0.1 t
t	t	20 t	t
170 t	60 t	t	t
180 t	140 t	t	t

②計画

木くず	金属くず	鉛蓄電池	
20 t	20 t	0.1 t	t
20 t	20 t	0.1 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

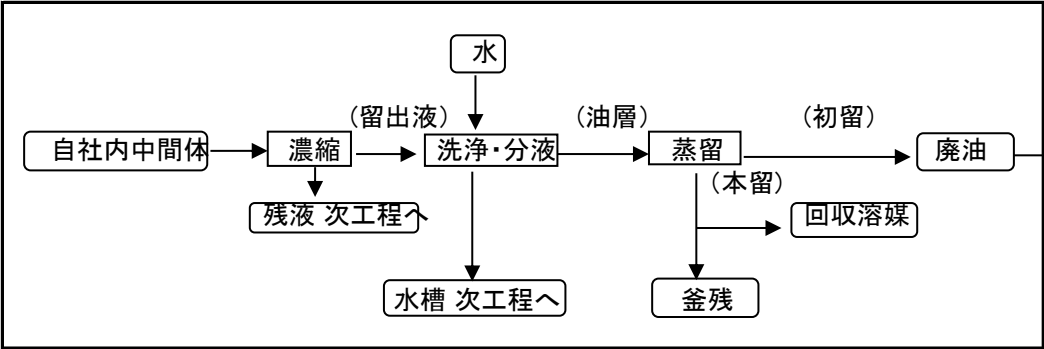
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



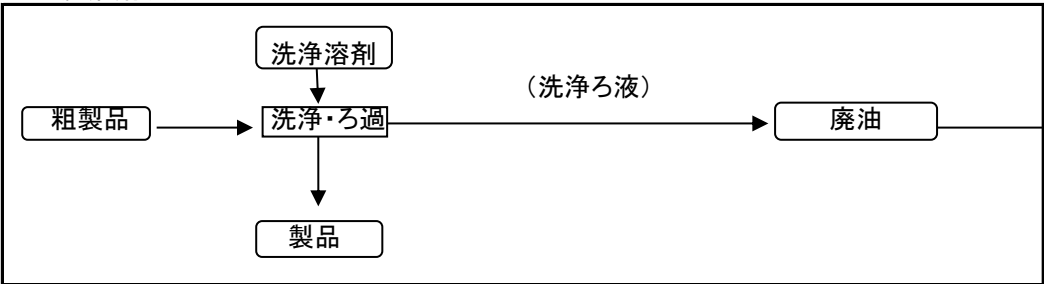
産業廃棄物発生工程フローシート

別紙-1

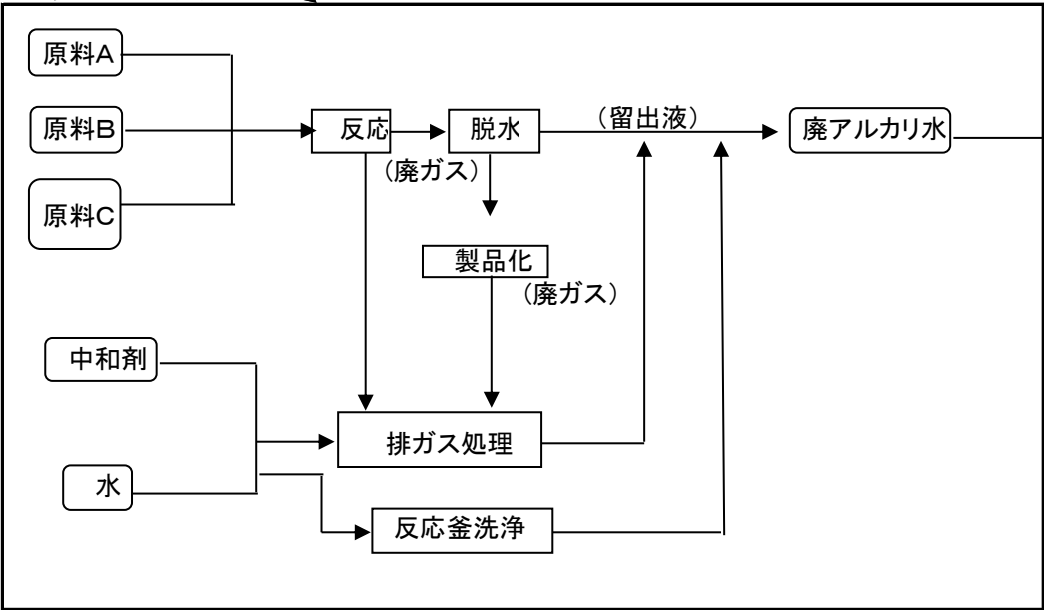
1. 廃溶剤 (1)



2. 廃溶剤 (2)

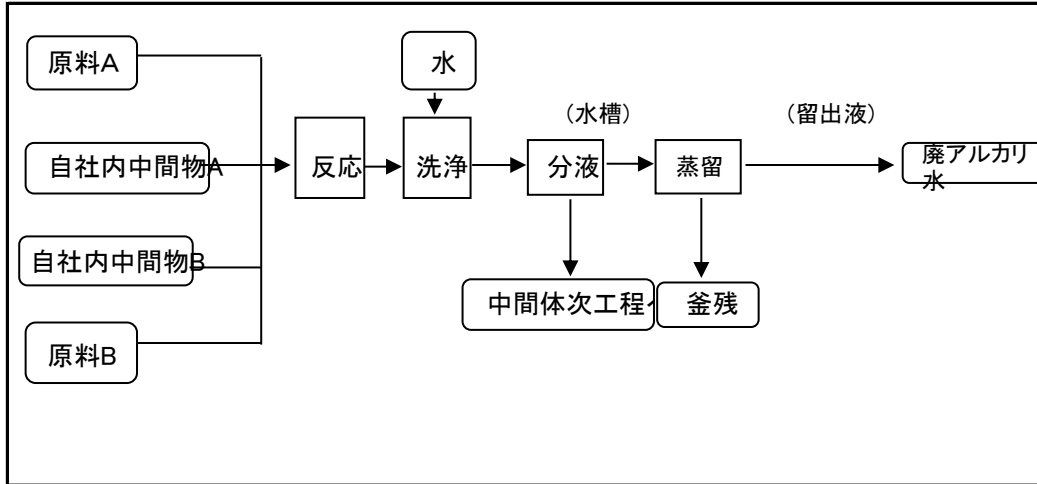


3. 廃アルカリ (1)

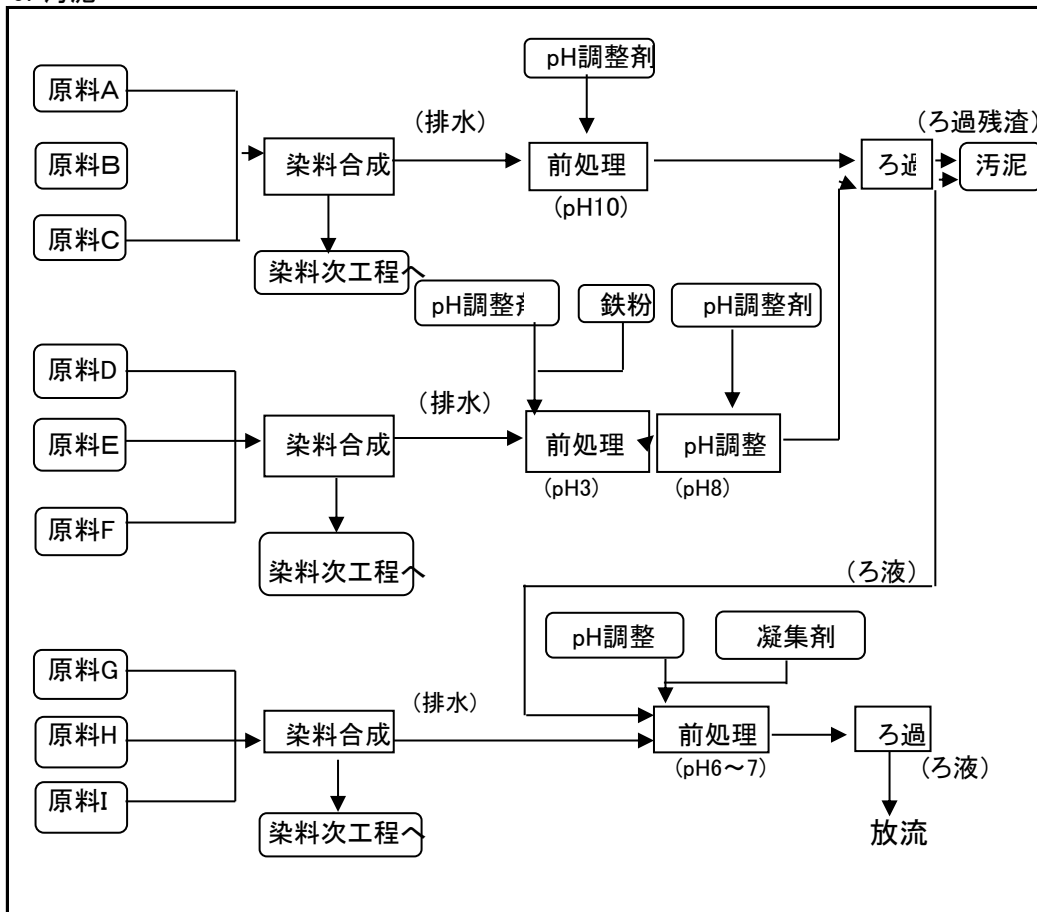


処
理
委
託

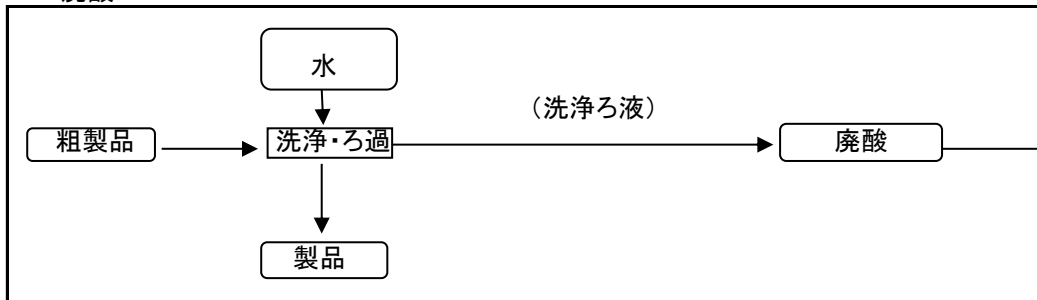
4. 廃アルカリ(2)



5. 汚泥



6. 廃酸



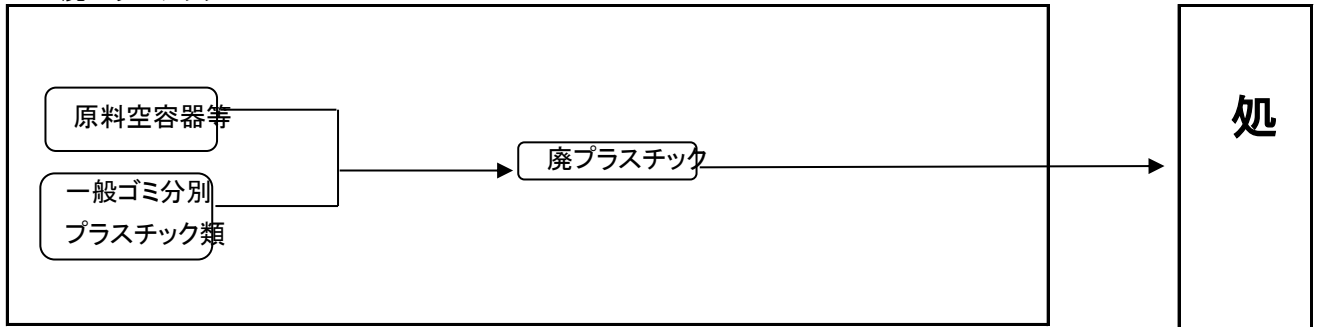
処

理

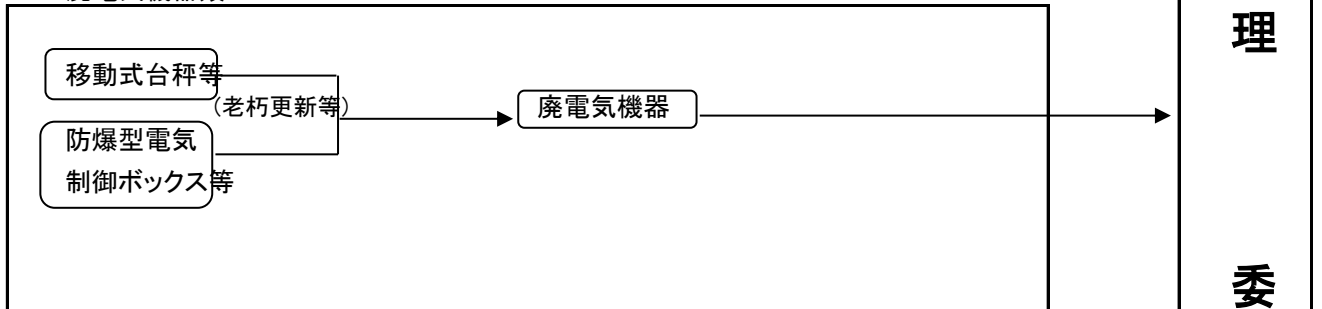
委

託

7. 廃プラスチック



8. 廃電気機器類



9. 木くず

